関係会社の同一入札参加制限に関する関係会社の定義等について

1 関係会社の定義について

「関係会社」とは、以下の関係にある会社をいいます。

(資本関係がある会社)

- 親会社と子会社(いわゆる孫会社を含みます)
- ・ 親会社を同じくする子会社同士

(人的関係がある会社)

- 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 2 資本関係における、親会社、子会社の定義について 会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社をいいます。

<会社法(抜粋)>

第2条第3号(子会社の定義)

会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

第2条第4号 (親会社の定義)

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

※ 法務省令(会社法施行規則第3条第1~3項)において、議決権等の状況からみて、一方の会社が、もう一方の会社の財務及び事業の方針を支配していると認められる場合に、 両社が親会社と子会社の関係にあるものと規定しています。

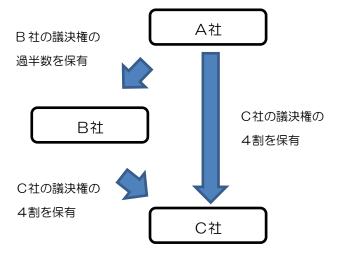
[凡例]

A社、B社、C社は「資本関係のある会社」に該当し、同一入札には参加できません。

(1) ケース [(直接過半数の議決権を保有している)

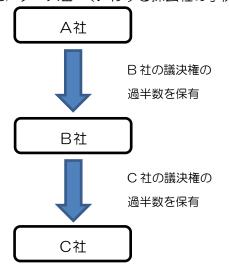


(2) ケースⅡ(合算すると議決権の過半数を保有している)



B社はA社の子会社であり、 親会社であるA社及び子会社 であるB社が、合同でC社 の議決権の過半数を有する。

(3) ケースⅢ (いわゆる孫会社の事例)



いわゆる「孫会社」である C 社も、 A 社の「子会社」と位置づけられ、 同一入札には参加できない。 また、孫会社同士の同一入札への参加も できない。

3 人的関係における役員の定義について

届出者及び兼任先の両方における役職が次の①から④に該当する場合、「人的関係」 に該当します。

- ① 代表権を有する取締役(代表取締役)
- ② 取締役(社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。)
- ③ 会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人
- ④ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

[凡例]

以下のA社とB社は「人的関係のある会社」に該当し、同一入札には参加できません。

